

内閣府（原子力防災）/原子力規制庁 提出個票

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（１）１．
提言内容	○複合災害を視野に入れた対策に関する提言 今後、原子力発電所の安全対策を見直す際には、大規模な複合災害の発生という点を十分に視野に入れた対応策の策定が必要である。
対応状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> ○平成２４年９月１９日に施行された原子力規制委員会設置法において原子力災害対策特別措置法を改正し、大規模な自然災害等による原子力災害の発生も想定して対応策を整備することを国の責務として明確化。 ○防災基本計画や原子力災害対策マニュアルの改定において、以下の取組を反映。 ・大規模な自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害対策本部との間で物資調達・輸送等の業務を連携協力の下で実施すること ・自治体職員も含め複合災害に対応できるよう参集要員を確保すること ○原子力災害対策指針において、複合災害等を想定した訓練の実施や諸設備の整備を規定。 <予算措置> ○以下のとおり、複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備。 ・中央と現地の各拠点（官邸、ERC、OFC 及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信設備を整備するとともに、テレビ会議やE R S Sについて衛星通信も配備。 ・オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材の整備を実施（平成２４年度６２．３億円）。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○今後、複合災害も想定した様々な防災訓練等を通じて、不断に防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を随時改定するなどして、更なる改善を図る。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（１）３．
提言内容	○「被害者の視点からの欠陥分析」に関する提言 事故が起きると広範囲の被害をもたらすおそれのある原子力発電所のようなシステムの設計、設置、運用にあたっては、地域の避難計画を含めて、安全性を確実なものにするために、事業者や規制関係機関による、「被害者の視点」を見据えたりリスク要因の点検・洗い出しが必要であり、そうした取組を定着させるべきである。 なお、住民の避難計画とその訓練については、原発事故による放射性物質の飛散範囲が極めて広くなることを考慮して、県と関係市町村が連合して、混乱を最小限にとどめる実効性のある態勢を構築すべきである。
対応状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> ○平成２４年１０月３１日に策定した原子力災害対策指針において、原子力災害対策に係る計画を策定する際や原子力災害対策を実施するに当たって、「住民の視点に立った防災計画を策定」すべきであるという考え方を規定。 ○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。 <オンサイト対応（プラントの事故収束対応）> 電力本店等に事業者との連絡調整拠点（原子力施設事態即応センター）を設置、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。 <オフサイト対応（住民の放射線防護・生活支援）> オフサイトセンターに自治体等との連絡調整拠点（現地対策本部）を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。 ○加えて、避難等の防護措置を講じる区域が広範囲になることを踏まえ、即時避難を実施するためのＰＡＺ（概ね５kmを目安）や状況に応じて避難等を実施するためのＵＰＺ（概ね３０kmを目安）を設定するなど、オフサイト対応に関する措置を強化した。 <予算措置> ○中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点間（官邸、ＥＲＣ、ＯＦＣ及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。
今後の対応・検討方針	<法令・制度・計画等の策定> ○様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、こうした体制を見直し、不断に防災体制の強化を図る。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（１）４．③
提言内容	４．防災計画に新しい知見を取り入れることに関する提言 ③ 今後は原発立地の領域における災害リスクを注視すべきである。原子力発電所の防災対策は保安院の担当とされてきたが、中央防災会議の方針は原子力発電所の防災対策にも密接に関連することから、中央防災会議においても原子力発電所を念頭に置いた検討を行うべきである。
対応状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> （防災基本計画の修正） ○平成２３年１２月２７日開催の中央防災会議において、以下の内容等について防災基本計画を修正。 ・原子力発電所等が設置されている地域において想定地震や想定津波を検討する際には、地震の震源域や津波の波源域の詳細な調査分析を行うようこと。 ・地震、津波等による大規模な自然災害等により対策拠点施設（オフサイトセンター）が機能不全になった時に備え、あらかじめ代替施設を指定しておくこと。 （内閣府防災との連携強化） ○以下のような併任職員を中心として情報共有等を図ることで、内閣府防災との連携を一層強化。 ・内閣府に原子力災害対策担当室を設置し、原子力規制庁次長以下の原子力規制庁職員を併任発令。 ・加えて、原子力規制庁職員からの併任者により構成されている内閣府原子力災害対策担当室に、避難所運営等を担当している内閣府防災担当の職員である被災者行政担当参事官及び参事官補佐１名を併任発令。 ・内閣府防災担当に「原子力防災担当参事官」を設置した上で、内閣府原子力災害対策担当室参事官である原子力規制庁原子力防災課長を併任発令等を実施。
今後の対応・検討方針	<法令・制度・計画等の策定> ○今後も引き続き内閣府原子力防災担当、内閣府防災、文部科学省等と連携を図りつつ、防災に係る検討を行う。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	政府事故調提言（３）１．
提言内容	○原災時の危機管理態勢の再構築に関する提言 今回の事態を教訓に、原子力事故と地震・津波災害との複合災害の発生を想定した原災マニュアルの見直しを含め、原子力災害発生時の危機管理態勢の再構築を早急に図る必要がある。その検討に当たっては、オフサイトセンターの強化という観点に加えて、そもそも現地対策本部に関係機関が参集して事故対処に当たるといった枠組みでは対応できない事態が発生した場合に、どのような態勢で対応に当たるべきかについても具体的に検討し、必要な態勢を構築しておく必要がある。
対応状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> （複合災害への対応） ○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。 ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ＥＲＣ、ＯＦＣ及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 （オンサイト・オフサイトの体制構築） ○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。 <オンサイト対応> 電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。 <オフサイト対応> オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。 ○中央から派遣される職員が到着し、現地対策本部が起動するまでの間は、原子力規制委員会の緊急時対応センター（ＥＲＣ）が地元自治体と連絡調整等のバックアップを行う。 ○現地対策本部の対応拠点であるオフサイトセンターの機能要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを平成２４年９月に策定。 <予算措置> ○複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備する

	ため、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材の整備を実施（平成24年度62.3億円）。
今後の対応、検討の方針	＜法令・制度・計画等の策定＞ ○複合災害を想定した様々な防災訓練等を通じて、防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を随時改定するなどして、不断に更なる改善を図る。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府(原子力防災)
提言該当箇所	政府事故調提言（３）２．
提言内容	○原子力災害対策本部の在り方に関する提言 一般に、原子力災害が発生した場合、できる限り情報入手が容易で、現場の動きを把握しやすい、現場に近い場所に対策の拠点が設置される必要がある。正確な情報を迅速に入手することは、いうまでもなく原子力災害対策の基本である。電力事業者の本社本店に移動することなく、官邸等、政府施設内にいながら、より情報に近接することのできる仕組みの構築が検討されるべきである。
対応状況 (１２月現在)	<法令・制度・計画等の策定> (複合災害への対応) ○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。 ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 (オンサイト・オフサイトの体制構築) ○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。 <オンサイト対応> 電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。 <オフサイト対応> オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。 ○原災法の改正により原子力災害対策本部を以下のとおり拡充。 ・発電用原子炉の事故について、従来の経産大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てる。 ・本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てる。 <予算措置> ○複合災害も想定した原子力災害対応に必要なインフラを整備するため、オフサイトセンターにおける非常用電源設備の強化や備蓄物資の拡充、代替オフサイトセンターへの移転を想定した通信資機材

	の整備を実施（平成24年度62.3億円）。
今後の対応、検討の方針	○原子力規制委員会発足後、様々な防災訓練等を通じて、不断に防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画及び原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、更なる改善を図る。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府(原子力防災)
該当箇所	政府事故調提言（３）３．
提言内容	○オフサイトセンターに関する提言 政府は、オフサイトセンターが放射能汚染に十分配慮していなかったことにより使用不能に陥ったことを踏まえ、大規模災害にあっても機能を維持できるオフサイトセンターとなるよう、速やかに適切な整備を図る必要がある。
対応の状況 (１２月現在)	<法令・制度・計画等の策定> ○平成２３年度から、累次の予算措置により、オフサイトセンターの機能拡充のため、以下の措置を実施。(平成２４年度６２．３億円) ・非常用電源設備の強化 ・防護服・マスク・飲食料の備蓄拡充 ・代替オフサイトセンター移転を考慮した通信資機材等の整備 ○原子力安全・保安院において、オフサイトセンターの在り方に関する専門家による意見聴取会を開催（平成２４年５月～７月の計４回）、以下の基本的考え方を整理し、平成２４年８月に報告書を取りまとめた。 ・立地地点は原則ＰＡＺ（５km）圏外・ＵＰＺ（３０km）圏内 ・耐震性や非常電源、放射線防護設備等の機能強化 ・ＵＰＺ以遠における代替オフサイトセンターの確保 等 ○改正原子力災害特別措置法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを平成２４年９月に策定。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○オフサイトセンターの立地道府県において、上記の省令改正やガイドラインに基づく施設状況の総点検を行った上で、その結果に応じて施設の移転や設備増強を図る。 <予算措置> ○国は、立地道府県に対し、平成２４年度の緊急時安全対策交付金を活用して、施設の移転や放射線防護設備の導入等に必要な調査・設計費用を支援するとともに、新たな施設の工事費用に対する財政支援につき来年度の予算要求をしている（１３９．６億円）。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
提言該当箇所	政府事故調提言（４）１．
提言内容	○広報とリスクコミュニケーションに関する提言 国民と政府機関との信頼関係を構築し、社会に混乱や不信を引き起こさない適切な情報発信をしていくためには、関係者間でリスクに関する情報や意見を相互に交換して信頼関係を構築しつつ合意形成を図るというリスクコミュニケーションの視点を取り入れる必要がある。緊急時における、迅速かつ正確で、しかも分かりやすく、誤解を生まないような国民への情報提供の在り方について、しかるべき組織を設置して政府として検討を行うことが必要である。広報の仕方によっては、国民にいたずらに不安を与えかねないこともあることから、非常時・緊急時において広報担当の官房長官に的確な助言をすることのできるクライシスコミュニケーションの専門家を配置するなどの検討が必要である。
対応状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画> ○１０月３１日に策定した「原子力災害対策指針」において、緊急時におけるの住民等への情報提供の体制整備のみならず、平時からの住民等への情報提供についても基本的な考え方を規定。 ○現在見直しを進めている原子力災害基本計画や原子力災害対策マニュアルの改定において、原子力規制委員会のとりまとめの下、モニタリング、ＥＲＳＳ等の情報集約と公表を行うことを明確化。 <その他> ○原子力規制庁に報道官を配置し、定期的に記者へのブリーフィングを行うことで、各種メディア媒体を通し、国民への適切な情報提供を行っている。
今後の対応・検討方針	<その他> ○想定を超える事象への対応能力不足等、分かりやすい説明が十分にできなかったことから、研修や訓練等により、広報担当者の能力向上に努める。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	政府事故調提言（４）２．
提言内容	○モニタリングの運用改善に関する提言 ① モニタリングシステムが肝心なときにデータ収集ができないなどの機能不全に陥らないよう、単に地震のみでなく、津波・高潮・洪水・土砂災害・噴火・強風等の様々な事象を想定してシステム設計を行うとともに、それらの事象の二つ以上が重なって発生する複合災害の場合も想定して、システムの機能が損なわれないような対策を講じておく必要がある。また、モニタリングカーについて、地震による道路の損傷等の事態が発生した場合の移動・巡回等の方法に関して必要な対策を講じるべきである。 ② モニタリングシステムの機能・重要性について、関係機関及び職員の認識を深めるために、研修の機会を充実させる必要がある。
対応の状況 （１２月現在）	<予算措置> ○事故後、福島県に設置しているモニタリングポストは、ソーラーパネルによる自己発電及び無線通信方式を導入。 ○平成２３年度第３次補正において、万一の事故に備えた体制を整備・確保するために、全国の原子力安全事務所に計３台のモニタリングカーを追加で整備（平成２３年度３次補正：９６百万円）。 <その他> ○平成２４年度から新たに、現地で緊急時モニタリングに従事する自治体職員を対象としたモニタリング実務研修を実施している。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○平成２４年１２月に、原子力規制委員会において原子力災害対策指針の見直しをおこなうため、緊急時モニタリングの在り方に関する検討チームを設置し、検討を実施している。平成２４年度内に結果をとりまとめ、原子力災害対策指針への反映を行う。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	原子力規制庁
該当箇所	政府事故調提言（４）３．
提言内容	○SPEEDI システムに関する提言 被害住民の命、尊厳を守る視点を重視して、被害拡大を防止し、国民の納得できる有効な放射線情報を迅速に提供できるよう、SPEEDI システムの運用上の改善措置を講じる必要がある。今後は、様々な複合要因に対して、システムの機能が損なわれることのないよう、ハード面でも強化策が講じられる必要がある。
対応の状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> ○原子力災害時の SPEEDI の活用のあり方について現在検討中。 ○なお、原子力災害時により適切に情報を提供できるよう、以下の点についても検討中。 ・放出量推定機能の強化 ・計算領域の拡大 ○また、現在、SPEEDI の結果の提供方法の多様化の一環として、インターネットや電子メール等を用いて SPEEDI の計算結果の提供を行っているところであるが、引き続き、適切かつ迅速な結果の公表のあり方について検討中。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○平成２５年１月までに、原子力災害時の SPEEDI の活用のあり方についての検討結果をとりまとめ、原子力災害対策指針へ反映予定。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府(原子力防災)
該当箇所	政府事故調提言（４）４．
提言内容	○住民避難の在り方に関する提言 ① 重大な原発事故が発生した場合に、放射性物質がどのように放出され、風等の影響でどのように流され、地上にはどのように降ってくるのかについて、また、放射線被ばくによる健康被害について、住民が常日頃から基本的な知識を持っておけるよう、公的な啓発活動を行うことが必要である。 ② 地方自治体は、原発事故の特異さを考慮した避難態勢を準備し、実際に近い形での避難訓練を定期的の実施し、住民も真剣に訓練に参加する取組が必要である。 ③ 避難に関しては、数千人から十数万人規模の住民の移動が必要になる場合もあることを念頭に置いて、交通手段の確保、交通整理、遠隔地における避難場所の確保、避難先での水・食糧の確保等について具体的な計画を立案するなど、平常時から準備しておく必要がある。特に、医療機関、老人ホーム、福祉施設、自宅等における重症患者、重度障害者等、社会的弱者の避難については、格別の対策を講じる必要がある。 ④ 以上のような対策を地元の市町村任せにするのではなく、避難計画や防災計画の策定と運用について、原子力災害が広域にわたることも考慮して、県や国も積極的に関与していく必要がある。 ⑤ 今回の事故以前の原子力防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、原子力発電所から 8～10km 圏内とすることを大前提に、仮想事故を相当に上回る事故の発生時でも十分対応可能であるとみなして設定されていたが、今回の事故に鑑み、どのような事故を想定して避難区域等を設定するのか再検討することが必要である。また、原子力災害の際の国の責任の重要性に鑑み、単に住民避難等の原子力施設敷地外の対応にとどまらず、事業者と協議しつつ原子力災害の際に事業者への支援や協力として国が行うべきことの内容を検討すべきである。
対応の状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> (原子力災害対策指針の策定) ○平成２４年１０月３１日に策定した原子力災害対策指針において、以下のとおり規定した。 ・ 平時から、放射性物質の放出形態や原子力災害の特殊性、放射線被ばくの防護措置等に関して住民等への情報の提供を行うこと。 ・ 原子力災害対策重点区域の住民等も含めた関係者との連携のための総合的な防災訓練や実地に近い形の防災訓練を行うこと。 ・ 即時避難が必要なＰＡＺ（概ね５kmを目安）や状況に応じて避難等を実施するＵＰＺ（概ね３０kmを目安）の導入。

	・住民等の避難の際の社会的弱者等のような自力避難が困難な要援護者に対して配慮すること。 ・UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要であること。 ○避難を含めた防護措置の実施基準となるEAL、OILについては、原子力規制委員会において、自治体からの意見を聴取しつつ、以下の検討チームによる検討中。 原子力災害事前対策等に関する検討チーム (※) 原子力災害事前対策等に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。 ・IAEAと我が国それぞれの緊急事態区分の比較整理 ・緊急事態区分に応じた住民の放射線被ばく防護措置の整理 ・緊急事態区分を判断するための原子力施設の状態（EALに相当）及びその状態に応じて原子力事業者が講じるべき措置 ・IAEA及びICRPの放射線量率基準の導入の考え方 ・放射線量率の測定及びその結果等に基づく各種防護措置（避難、案税ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限等）の実施基準等（OILに相当）の整理 (地域防災計画の改定支援) ○各自治体における避難計画を含む地域防災計画（各自治体が主体的に作成）の改定に向けた検討に対して、国として、説明会の実施、地域防災計画作成マニュアルの作成による支援を実施した。 【地域防災計画作成マニュアル（原子力災害対策編）のポイント】 ・事態の長期化に備えた動員体制等の構築 ・連絡作業手順のフローチャート化等の情報連絡体制整備 ・災害時要援護者の屋内退避、避難収容等の防護活動の実施計画整備 ・他の自治体や関係機関、企業等との応援協定締結等による体制拡大・強化 ○UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が複数の道府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施している（福井県内の各原発（福井県、滋賀県、京都府、岐阜県）、玄海原発（佐賀県、長崎県、福岡県）、島根原発（島根県、鳥取県、関係市）、志賀原発（石川県、富山県）伊方原発（愛媛県、山口県））。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○原子力災害事前対策等に関する検討チームの今後の予定は以下のとおり。 ・平成25年のできる限り早い段階でEAL・OILの考え方取り

	まとめ ・ 取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映 ○大規模な複合災害を想定した広域避難の枠組みの検討が必要であり、各自治体での避難計画への反映、訓練の実施について、国として支援する。
--	---

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
該当箇所	政府事故調提言（４）５．
提言内容	○安定ヨウ素剤の服用に関する提言 現在、安定ヨウ素剤の服用については、基本的に国の災害対策本部の判断に委ねる運用となっているが、各自治体等が独自の判断で住民に服用させることができる仕組み、事前に住民に安定ヨウ素剤を配布することの是非等について、見直す必要がある。
対応の状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> ○平成２４年１０月３１日に策定した原子力災害対策指針において、P A Zにおいては、即時避難と同時に安定ヨウ素剤の投与の指示を行い、住民等が、避難所等において医療関係者の指示の下、服用できることとし、投与指示については原子力規制委員会が一義的な判断を行うことを規定した。 ○また、安定ヨウ素剤の投与の判断基準、避難や屋内退避等の防護措置との併用の在り方など、詳細な検討を必要とする事項について、有識者から意見聴取するため、以下の検討チームを設置し、検討している。 ①緊急被ばく医療に関する検討チーム （※）緊急被ばく医療に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。 ・緊急被ばく医療協力体制 ・人のスクリーニングの実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用 ②原子力災害事前対策等に関する検討チーム （※）原子力災害事前対策等に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。 ・ I A E A と我が国それぞれの緊急事態区分の比較整理 ・ 緊急事態区分に応じた住民の放射線被ばく防護措置の整理 ・ 緊急事態区分を判断するための原子力施設の状態（E A L に相当）及びその状態に応じて原子力事業者が講じるべき措置 ・ I A E A 及び I C R P の放射線量率基準の導入の考え方 ・ 放射線量率の測定及びその結果等に基づく各種防護措置（避難、案税ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限等）の実施基準等（O I L に相当）の整理
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○安定ヨウ素剤の事前配付に係る具体的な実施内容について引き続き専門的・技術的検討をしていく。 ○各検討チームの今後の予定は以下のとおり ①緊急被ばく医療に関する検討チーム ・平成２５年３月目途：緊急被ばく医療のあり方取りまとめ ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

	②原子力災害事前対策等に関する検討チーム ・平成２５年のできる限り早い段階でＥＡＬ・ＯＩＬの考え方取りまとめ ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映
--	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
該当箇所	政府事故調提言（４）６．
提言内容	○緊急被ばく医療機関に関する提言 今回のようなシビアアクシデントが発生した場合においても緊急被ばく医療が提供できるよう、緊急被ばく医療機関を原子力発電所周辺に集中させず、避難区域に含まれる可能性の低い地域を選定し、そこに相当数の初期被ばく医療機関を指定しておくとともに、緊急被ばく医療機関が都道府県を超えて広域的に連携する体制を整える必要がある。
対応の状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> ○平成２４年１０月３１日に策定した原子力災害対策指針において、平時から準備されている災害医療組織を活用することなど、緊急被ばく医療体制の整備に関する基本的な考え方を示した。 ○更に、緊急救急医療体制における被ばく医療の実施等についての、詳細な検討を必要とする事項について、有識者から意見聴取するため、以下の検討チームを設置し、検討している。 緊急被ばく医療に関する検討チーム （※）緊急被ばく医療に関する検討チームの主な検討事項は以下の通り。 ・緊急被ばく医療協力体制 ・人のスクリーニングの実施 ・安定ヨウ素剤の予防服用
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○各検討チームの今後の予定は以下のとおり 緊急被ばく医療に関する検討チーム ・平成２５年３月目途：緊急被ばく医療のあり方取りまとめ ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 2 1)
提言内容	○政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる 執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
対応状況 (12月現在)	<法令・制度・計画等の策定> (原子力災害対策本部の拡充) ○原災法の改正により原子力災害対策本部を以下のとおり拡充。 ・発電用原子炉の事故について、従来の経産大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てる。 ・本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てる。 ○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。 (原子力災害対策特別措置法 20 条 2 項、3 項) ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。 (複合災害への対応) ○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。 ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 (現地の対応体制強化) ○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。 <オンサイト対応> 電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。 <オフサイト対応> オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。

今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、こうした体制を見直し、不断に防災体制の強化を図っていく。
--------------------	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 2 2）
提言内容	○放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
対応状況 （12月現在）	<法令・制度・計画等の策定> （複合災害への対応） ○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を以下のとおり確保。 ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。 （現地対応体制の強化） ○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、以下の体制を整備。 <オンサイト対応> 電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣。 <オフサイト対応> オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣。 （原子力災害対策指針の策定） ○原子力災害対策指針において、避難等の防護措置を講じる区域が広範囲になることを踏まえ、即時避難を実施するためのPAZ（概ね5kmを目安）や状況に応じて避難等を実施するためのUPZ（概ね30kmを目安）を設定するなど、オフサイト対応に関する措置を強化。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○様々な防災訓練等を通じて、オフサイト体制を見直し、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、不断に防災体制の強化を図る。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 2 3）
提言内容	○事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。
対応状況 （12月現在）	<法令・制度・計画等の策定> （事業者の責任） ○平成24年9月19日に施行された原子力規制委員会設置法において原子炉等規制法を改正し、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等を明確化。また、原子力災害対策指針においても、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化。 （訓練の実効性の確保） ○原子力災害特別措置法の改正により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表を義務化。また、原子力規制委員会は、当該報告に対し、防災訓練の方法その他の改善命令をすることができる。 （シビアアクシデント対策） ○原子炉等規制法の改正により、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化を法定化。 ○新規制の実施に当たり、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」にてシビアアクシデント対策等に関わる新基準に係る骨子案を策定中。 ○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成24年9月14日施行）により、原子力事業者の防災業務計画に以下の点を盛り込むことを規定。 ・ 緊急事対策所（重要免震棟等）の整備・運用 ・ 原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用 ・ 原子力施設事態即応センターの整備・運用 ・ 原子力事業所内情報伝送設備の整備・運用 （原子力災害対策本部における役割分担） ○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。 （原子力災害対策特別措置法20条2項、3項） ・ 技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・ オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。

今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> (事業者の責任、訓練の実効性確保) ○今後も原子力規制委員会において、事業者の事故対応体制を継続的に確認し、改善を促す。 ○原子力事故の際に、事業者、規制機関、政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、様々な防災訓練等を通じて、事故対応体制を見直し、不断に防災体制の強化を図る。 (シビアアクシデント対策) ○「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の今後のスケジュールは以下のとおり。 ・平成25年1月目途：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。
--------------------	--

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 5 4）
提言内容	○一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
対応状況 （12月現在）	<法令・制度・計画等の策定> （役割分担の明確化） ○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。 （原子力災害対策特別措置法 20 条 2 項、3 項） ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。 ○平成 24 年 9 月 6 日に修正された防災基本計画においても各当事者の役割分担について明確化されるとともに、官邸の意思決定や情報発信機能の強化などが行われた。 （複合災害への対応） ○原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う体制を以下のとおり確保。 ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐。 ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、OFC 及び県庁）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> ○一元化された原子力規制に係る業務の相乗効果を通して、効果的な原子力規制行政を進めていくこととなる。 ○緊急時の対応体制についても、引き続き、様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画・原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、防災業務の実施体制や関係省庁との役割分担を見直し、不断に防災体制の強化を図っていく。

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府（原子力防災）
提言該当箇所	国会事故調提言 6 2）
提言内容	○安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
対応状況 （１２月現在）	<法令・制度・計画等の策定> （事業者責任の明確化） ○平成２４年９月１９日に施行された原子力規制委員会設置法において原子炉等規制法を改正し、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務等を明確化した。また、原子力災害対策指針においても、原子力事業者が、災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。 （訓練の実効性の確保） ○原子力災害特別措置法の改正により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表を義務化。また、原子力規制委員会は、当該報告に対し、防災訓練の方法その他の改善命令をすることができる。 （シビアアクシデント対策） ○原子炉等規制法の改正により、重大事故（シビアアクシデント）対策の強化を法定化。 ○新規制の実施に当たり、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」にてシビアアクシデント対策等に関わる新基準に係る骨子案を策定中。 ○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令（平成２４年９月１４日施行）により、原子力事業者の防災業務計画に以下の点を盛り込むことを規定。 ・ 緊急事対策所（重要免震棟等）の整備・運用 ・ 原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用 ・ 原子力施設事態即応センターの整備・運用 ・ 原子力事業所内情報伝送設備の整備・運用 （各当事者の役割分担） ○原子力災害対策本部における役割分担を以下のとおり明確化。 （原子力災害対策特別措置法２０条２項、３項） ・ 技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。 ・ オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき関係省庁が対応。 ○平成２４年９月６日に修正された防災基本計画においても各当事

	者の役割分担について明確化。
今後の対応、検討の方針	<法令・制度・計画等の策定> (事業者責任の明確化・訓練の実効性確保) ○原子力規制委員会において、事業者の事故対応体制を継続的に確認し、改善を促していくこととなる。 ○原子力事業者・規制機関・政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、改正原子力災害対策特別措置法を適切に運用していくこととなる。 (シビアアクシデント対策) ○「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の今後のスケジュールは以下のとおり。 ・平成25年1月目途：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。 ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。 ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。

東京電力福島第一原子力発電所事故に関し
国会及び政府に設けられた委員会の提言への対応等
(第3回:原子力防災関係)

平成25年1月21日
内閣府(原子力防災)／原子力規制庁

目 次

4. 原子力防災体制の整備について

- (1)原子力防災に関する基本的な考え方 ……P3
- (2)オンサイトに関する緊急時対応の強化 ……P4
 - ①事業者責任の明確化
 - ②原子力規制委員会を中心とした体制の強化
- (3)オフサイトに関する対応等
 - ①原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定 ……P10
 - ②内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組 ……P13
 - ア 地域防災計画の策定支援
 - イ オフサイトセンターの整備
 - ウ モニタリング
 - エ 防災訓練
 - オ 複合災害への対応強化

(1)原子力防災に関する基本的な考え方

原子力規制委員会設置に伴い、原子力災害対策に係る平時、緊急時の政府内の役割分担は、以下のように規定されている。

○緊急時の対応

原子力災害対策本部における役割分担は以下のとおり。

- ・技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応は、原子力規制委員会が行う。
- ・住民避難支援をはじめとするオフサイト対応全般は、本部長(内閣総理大臣)指示に基づき関係省庁が対応。

(※)原子力災害対策本部の拡充

今回の原災法の改正により原子力災害対策本部が以下のとおり拡充されている。

- ・発電用原子炉の事故について、従来の経産大臣に加え、副本部長に内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長(必要に応じて他の国務大臣等)を充てる。
- ・本部員に全ての国務大臣、内閣危機管理監(必要に応じて副大臣又は大臣政務官)を充てる。

○平時の対応

- ・原子力規制委員会は、原子力事業者、関係省庁、地方公共団体等による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策等の円滑な実施を確保するための「原子力災害対策指針」を定める。
- ・「原子力災害対策指針」に基づき、原子力事故の発生に備えた政府の総合的な取組を推進するため、内閣に原子力防災会議を設置。

(参考1)「原子力防災会議」と「原子力災害対策本部」

- 「原子力防災会議」は平時において防災対策(実力部隊を含めた防災体制の整備や地方自治体が進める原子力防災計画に係る支援等)を進める。
- 「原子力災害対策本部」は、特定の原子炉で緊急事態が発生(原災法15条事象)した場合に設置される。
- いずれも、内閣総理大臣がヘッド。住民避難支援等については環境大臣(兼、原子力防災担当大臣)が補佐する。
- オンサイト対応(炉の鎮圧)は原子力規制委員会が担当。

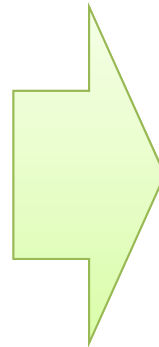
平時・全国

原子力防災会議 (内閣に常設)

議長 : 内閣総理大臣
副議長 : 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
議員 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等
事務局長: 環境大臣
事務局次長: 原子力規制庁長官、
環境省水・大気環境局長

(役割)

- ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等
- ・原子力事故が発生した場合の長期にわたる総合的な施策の実施の推進



緊急時・特定

原子力災害対策本部

(原子力緊急事態宣言をしたときに臨時に内閣府に設置)

本部長 : 内閣総理大臣
副本部長: 内閣官房長官、環境大臣、
原子力規制委員会委員長等
本部員 : 国務大臣、内閣危機管理監、副大臣、
大臣政務官等
事務局長: 原子力規制庁長官

(役割)

- ・原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策の総合調整
- ・原子力災害事後対策の総合調整

(参考2)原子力防災会議について

・設置趣旨

平時から、政府全体としての原子力防災対策を進めるため、関係機関間の調整や計画的な施策遂行を図る役割を担うものとして、原子力基本法の改正により、平成24年9月19日、内閣に「原子力防災会議」を設置。

・組織構成

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長

議員：全国務大臣、内閣危機管理監

事務局長：環境大臣

・所掌事務(原子力基本法3条の4)

(i) 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進

(例) 地域住民の避難・屋内退避の指示の事前準備の推進等

(ii) 原子力事故が発生した場合において、多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

(例) 地域住民の心身の健康チェック(健康診断等)等

・開催実績

平成24年10月19日、第一回原子力防災会議を開催し、原子力災害対策マニュアル改訂等報告。

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化

オンサイト対策は、事業者の責任を基本としつつ、専門的知見を有する原子力規制委員会が、原子炉事故の収束等のために、必要な助言・サポートを行う。

① 事業者責任の明確化

(これまでの対応状況)

< 事業者責任の明確化 >

○改正原子炉等規制法や原子力災害対策指針において、原子力事業者が、災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有することを明確化。

< 訓練の実効性の確保 >

○原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力事業者は、防災訓練の実施とその結果の原子力規制委員会への報告と、その要旨の公表を義務化。また、原子力規制委員会は、当該報告に対し、防災訓練の方法その他の改善命令をすることができる。

< シビアアクシデント対策 >

○原子炉等規制法の改正により、重大事故(シビアアクシデント)対策を法定化。

○新規制の実施に当たり、「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」にてシビアアクシデント対策等に関わる新基準に係る骨子案を策定中。

○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令(平成24年9月14日施行)により、原子力事業者の防災業務計画に以下の点を盛り込むことを規定。

- ・緊急時対策所(免震重要棟等)の整備・運用
- ・原子力事業所災害対策支援拠点の整備・運用
- ・原子力施設事態即応センターの整備・運用
- ・原子力事業所内情報等伝送設備の整備・運用

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化②

(今後の対応、検討方針)

＜事業者の責任、訓練の実効性確保＞

○事業者、規制機関、政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、様々な防災訓練等を通じて、防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を随時改定するなどして、不断に更なる改善を図る。

○今後も原子力規制委員会において、事業者の事故対応体制を継続的に確認し、改善を促す。

＜シビアアクシデント対策＞

○「発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム」の今後のスケジュールは以下のとおり。

- ・平成25年1月中目途：基準骨子案取りまとめ、委員会報告、パブリックコメント。
- ・同年1月～2月：専門家ヒアリング、パブリックコメントを踏まえた基準骨子案の見直し。
- ・その後、規則条文案を作成し、再度パブリックコメントを実施予定。

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化③

② 原子力規制委員会を中心とした体制の強化

(これまでの対応状況)

＜オンサイト対応に関する体制構築＞

○現地の対応体制を強化するため、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを改定し、

- ・官邸内に設置された原子力災害対策本部事務局のオペレーションルームに、その主力となる原子力規制委員会委員長及び専門職員が参集し、官邸の情報集約と意思決定を補佐する。

- ・電力本店等に原子力施設事態即応センターを設置し、原子力規制委員会委員及び原子力規制庁緊急事態対策監を派遣する体制を整備。

○中央から派遣される職員が到着し、現地対策本部が起動するまでの間は、原子力規制委員会のERCが地元自治体と連絡調整等のバックアップを行う。

＜緊急参集体制の整備＞

○原子力規制委員会において「原子力規制委員会 初動対応マニュアル」を策定し、大規模自然災害(原子力関連施設立地市町村・都道府県で震度5弱以上、大津波警報等)や事故(10条、15条通報等)等に即座に対応できるよう、委員長、委員等幹部は必要に応じ危機管理宿舎に入居することとした。

＜複合災害への対応＞

○大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、原子力災害対策マニュアルを見直し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う体制を以下のとおり確保。

- ・中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点(官邸、ERC、OFC及び県庁)をつなぐテレビ会議システム等の通信環境を整備。

(2) オンサイトに関する緊急時対応の強化④

② 原子力規制委員会を中心とした体制の強化

(今後の対応、検討方針)

○事業者、規制機関、政府の明確な役割分担、緊密な連携の下で対応できるよう、様々な防災訓練等を通じて、防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を随時改定するなどして、不断に更なる改善を図る。

(3)オフサイトに関する対応等

①原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定

原子力災害対策指針の策定

原子力規制委員会は、原子力事業者、関係省庁、地方公共団体等による原子力災害予防対策、緊急事態対策等の円滑な実施を確保するための「原子力災害対策指針」を定めなければならない(原災法第6条の2)。

(これまでの対応状況)

○平成24年10月31日、原子力災害対策指針を策定し、以下の点について記載・規定

- ・「住民の視点に立った防災計画を策定」すべきであるという考え方。
- ・原子力事業者において、災害の防止に関する必要な措置を講ずる責務の明確化。
- ・即時避難を実施するためのPAZ(施設から概ね5kmを目安)、状況に応じて避難等を実施するためのUPZ(施設から概ね30kmを目安)を設定。
- ・避難を含めた防護措置の実施基準となるEAL(緊急時活動レベル)、OIL(運用上の介入レベル)の導入。
- ・PAZにおいて、原子力規制委員会の一義的な判断の下、即時避難と同時に安定ヨウ素剤の投与指示を行い、住民等が避難所等において医療関係者の指示の下で服用できること。
- ・避難の際、要援護者に対する配慮が必要である旨。
- ・緊急時環境放射線モニタリングの実施及び事業者の拡散予測結果の確認・検証を行うこと等の方策
- ・複合災害等を想定した訓練の実施や諸設備の整備。
- ・オフサイトセンターの要件について以下の基本的考え方を明確化。
 - ①PAZ圏外、UPZ圏内に設置すること
 - ②耐震性や非常電源、放射線防護設備等の機能強化
 - ③UPZ以遠における代替オフサイトセンターの確保

(3)オフサイトに関する対応等

①原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定②

(今後の対応、検討方針)

○指針策定に際し残された課題について、「原子力災害事前対策等に関する検討チーム」、「緊急被ばく医療検討チーム」、「緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム」を設置し、検討中。

①原子力災害事前対策等に関する検討チーム

＜検討事項＞

- ・緊急事態区分に応じた住民の放射線被ばく防護措置の整理
- ・緊急事態区分を判断するための原子力施設の状態(EALに相当)及びその状態に応じて原子力事業者が講じるべき措置
- ・放射線量率の測定及びその結果等に基づく各種防護措置(避難、安定ヨウ素剤服用、飲食物摂取制限等)の実施基準等(OILに相当)の整理

＜今後のスケジュール＞

- ・平成25年のできる限り早い段階でEAL・OILの考え方取りまとめ
- ・とりまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

②緊急被ばく医療検討チーム

＜検討事項＞

- ・緊急被ばく医療協力体制
- ・人のスクリーニングの実施
- ・安定ヨウ素剤の予防服用

＜今後のスケジュール＞

- ・平成25年3月目処:緊急被ばく医療のあり方取りまとめ
- ・取りまとめ結果を、順次、原子力災害対策指針へ反映

(3)オフサイトに関する対応等

①原子力規制委員会による原子力災害対策指針の策定③

③緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム

＜検討事項＞

- ・緊急時と平常時に分けたモニタリング計画の作成
- ・OILの運用のためのモニタリング
- ・初期モニタリングの結果に基づく住民の線量推定の考え方
- ・事前準備の在り方 等

＜今後のスケジュール＞

- ・平成24年3月：緊急時環境放射線モニタリングの実施のあり方とりまとめ
- ・順次、原子力災害対策指針へ反映

(3)オフサイトに関する対応等

②内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組

ア 地域防災計画の策定支援

(これまでの対応状況)

＜地域防災計画の改定に向けた支援＞

○各自治体における避難計画を含む地域防災計画(各自治体が主体的に作成)の改定に向けた検討に対して、国として、説明会の実施、地域防災計画作成マニュアルの作成による支援を実施。

【地域防災計画作成マニュアル(原子力災害対策編)のポイント】

- ・事態の長期化に備えた動員体制等の構築
- ・連絡作業手順のフローチャート化等の情報連絡体制整備
- ・災害時要援護者の屋内退避、避難収容等の防護活動の実施計画整備
- ・他の自治体や関係機関、企業等との応援協定締結等による体制拡充・強化

○UPZに包含される地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が複数の道府県間の広域的な地域防災に関する協議会を開催し、区域内での対策の整合を図る等の調整を実施している(福井県内の各原発(福井県、滋賀県、京都府、岐阜県)、玄海原発(佐賀県、長崎県、福岡県)、島根原発(島根県、鳥取県、関係市)、志賀原発(石川県、富山県)伊方原発(愛媛県、山口県))。

(今後の対応、検討方針)

○さらに、大規模な複合災害を想定した広域避難の枠組みの検討が必要であり、各自治体での避難計画への反映、訓練の実施について、国として支援する。

(3)オフサイトに関する対応等

②内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組②

イ オフサイトセンターの整備

(これまでの対応状況)

＜オフサイトセンターのインフラ整備＞

○昨年度から、累次の予算措置により、オフサイトセンターの機能拡充のため、以下の措置を実施。(平成24年度62.3億円)

- ・非常用電源設備の強化
- ・防護服・マスク・飲食料の備蓄拡充
- ・代替オフサイトセンター移転を考慮した通信資機材等の整備

＜オフサイトセンターの要件明確化＞

○これらを踏まえて、改正原子力災害特別措置法の施行に併せて、オフサイトセンターの要件を定めた関係省令を改正するとともに、これを補足する技術基準を定めたガイドラインを昨年9月に策定。

(今後の対応、検討方針)

○オフサイトセンターの立地道府県において、上記の省令改正やガイドラインに基づく施設状況の総点検を行った上で、その結果に応じて施設の移転や設備増強を図る。

○国は、立地道府県に対し、今年度の緊急時安全対策交付金を活用して、施設の移転や放射線防護設備の導入等に必要な調査・設計費用を支援するとともに、新たな施設の工事費用に対する財政支援につき来年度の予算要求をしている(140億円)。

(3)オフサイトに関する対応等

②内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組③

ウ モニタリング

(これまでの対応状況)

＜総合モニタリング計画に基づくモニタリングの実施＞

- 福島における放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」に沿って、陸域、海域、食品、水環境など様々なモニタリングを実施。
- 原子力規制委員会設置以降は原子力規制委員会が放射線モニタリングの司令塔機能を担っており、福島に関しては、関係機関が実施したモニタリング結果の解析及びその公表を月に1回実施中。

＜モニタリングの関係資機材の充実・強化＞

- 事故後、福島県のモニタリングポストはソーラーパネルによる自己発電及び無線通信方式を導入。
- 平成23年度3次補正予算において、原子力規制事務所に計3台のモニタリングカーを追加で整備。(平成23年度3次補正:96百万円)
- 緊急時モニタリングのあり方について、検討チームを設置し検討中(再掲)。

＜その他＞

- 平成24年度から新たに、現地で緊急時モニタリングに従事する自治体職員を対象としたモニタリング実務研修を実施している。
- また、原子力災害基本計画や原子力災害対策マニュアルの改定において、原子力規制委員会のとりまとめの下、モニタリング、ERSS等の情報集約と公表を行うことを明確化。

(今後の対応、検討方針)

- 今後も、総合モニタリング計画に沿って、関係府省等が連携して、陸域、海域、食品、水環境など、きめ細かく抜け落ちの無いよう様々な放射線モニタリングを実施。また、モニタリング調整会議を適時行い、適切なモニタリング計画を策定・運営していく。
- 平成24年度内に検討チームによる検討結果をとりまとめ、原子力災害対策指針への反映を行う。

(3)オフサイトに関する対応等

②内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組④

エ 防災訓練

(これまでの対応状況)

＜地方自治体等と連携した防災訓練＞

○昨年10月に策定した原子力災害対策指針において、原子力災害対策重点区域の住民等も含めた関係者との連携のための総合的な防災訓練や実地に近い形の防災訓練を行うことを明記したことを受け、地方自治体等と連携した実務的な防災訓練の実施に向け、現在、詳細検討中。

(今後の対応、検討方針)

○様々な防災訓練等を通じて、防災基本計画や原子力災害対策マニュアルを随時改定するなどして、こうした体制を見直し、不断に防災体制の強化を図る。

(3)オフサイトに関する対応等

②内閣府等と地方自治体との連携した防災計画、防災訓練など政府における取組⑤

オ 複合災害への対応強化

(これまでの対応状況)

<原子力災害対策特別措置法の改正>

○昨年9月に施行された原子力規制委員会設置法において原子力災害対策特別措置法を改正し、大規模な自然災害等による原子力災害の発生も想定して対応策を整備することを国の責務として明確化した。

<防災基本計画及び原子力災害対策マニュアルの改定>

○防災基本計画及び原子力災害対策マニュアルの改定において、

- ・大規模な自然災害に対応する緊急災害対策本部と原子力災害対策本部との間で物資調達・輸送等の業務を連携協力の下で実施すること
 - ・オフサイトセンターに現地対策本部を設置、環境省政務や原子力規制庁原子力地域安全総括官を派遣する体制を整備
 - ・自治体職員も含め複合災害に対応できるよう参集要員を確保すること
- 等の取組を反映した。

<関係拠点のインフラ整備>

○原子力災害対策指針において、複合災害等を想定した訓練の実施や諸設備の整備を規定したことを受け、中央と現地の各拠点(官邸、ERC、OFC及び県庁)をつなぐテレビ会議システムやERSSについて衛星通信も配備した。

(今後の対応、検討方針)

○複合災害を想定した様々な防災訓練等を通じて、不断に防災業務の実施体制を見直し、防災基本計画・原子力災害対策マニュアル等を随時改定するなどして、更なる改善を図る。